別表第二（第十四条関係）

昭和三十六年度	四・八一九	○・二一四
昭和三十七年度	四・五二七	○・一八七
昭和三十八年度	四・一七五	○・一五一
昭和三十九年度	三・八〇九	○・一一四
昭和四十年度	三・六二九	○・〇九七
昭和四十一年度	三・三四二	○・〇八三
昭和四十二年度	三・一三一	○・〇七五
昭和四十三年度	二・九七二	○・〇七四
昭和四十四年度	二・七七三	○・〇五五
昭和四十五年度	二・五八六	○・〇四九
昭和四十六年度	二・三三〇	○・〇四九
昭和四十七年度	二・一三二	○・〇四九
昭和四十八年度	一・九八六	○・〇四九
昭和四十九年度	一・六七三	○・〇四九
昭和五十年度	一・一七〇	○・〇四九
昭和五十一年度	○・九四三	○・〇四九
昭和五十二年度	○・七七六	○・〇四九
昭和五十三年度	○・六四三	○・〇四六
昭和五十四年度	○・五七六	○・〇四六
昭和五十五年度	○・五二〇	○・〇三一
昭和五十六年度	○・四一一	○・〇三一
昭和五十七年度	○・三四六	
昭和五十八年度	○・三〇九	
昭和五十九年度	○・二八四	
昭和六十年度	○・二五六	
昭和六十一年度	○・二三一	
昭和六十二年度	○・二二四	
昭和六十三年度	○・二二二	

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（昭和六十一年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　平成二十七年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2　平成二十七年三月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次項及び附則第四条において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3　平成二十七年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。